

伊ボート告示第8号

伊丹市営モーターボート競走開催に伴う早朝前売投票所発売運用業務の委託について

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号及び第3号の規定に基づき、伊丹市営モーターボート競走開催に伴う早朝前売投票所発売運用業務を委託したので、伊丹市モーターボート競走実施事務の私人への委託に関する規程（平成26年伊丹市ボート管理規程第15号）第7条の規定により告示する。

令和8（2026）年4月1日

伊丹市ボートレース事業局
伊丹市モーターボート競走事業管理者
多田 勝志

記

- 1 受託者 東京都港区港南二丁目16番1号
日本トーター株式会社
代表取締役社長 山本 竜彦

2 委託事業の内容

2-⑨. 外前発売所早朝運用支援業務			
項	業務名称	内容	委託者業務
1	システム立上げ	各システムを起動する	—
2	システム運用	統括従事員からの指示によりシステム操作を行う	指示する
3	自動機発売準備	自動機に準備資金セット/投票券セットを行う ※投票券セットは初日のみ	指揮命令及び監視する
4	資金追加	自動機に追加資金をセット/登録する	指揮命令及び監視する
5	窓口ファン対応	お客様(ファン)への一次対応を行う	確認する
6	障害対応	障害対応を行う	指揮命令及び監視する

7	消耗品回収／交換	使用済マークカード／払戻済投票券を回収／投票券の交換を行う	消耗品の保管／管理を行う
8	業務の引継ぎ	外前投票所従事員と業務引継ぎを行う／資金確認の立会いを行う	業務引継ぎを行う／資金確認を行う
9	その他	業務遅延又は業務運用に支障をきたす不測の事象が発生した場合は、統括従事員主導の下、対応にあたるものとする。	指示する

※現金取扱い時は委託者（又は統括従事員）の指揮命令と監視の下で作業を行うこと

3 委託期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで